

住 安 第 3098 号
平成 27 年 3 月 27 日

(一社) 静岡県建築士事務所協会会長
(一社) 日本建築構造技術者協会中部支部静岡部会部会長
(一社) 日本木造住宅産業協会静岡県支部支部長
(公社) 静岡県建築士会会長
(公社) 日本建築家協会東海支部静岡地域会会長
静岡県木造建築工業組合理事長
全建総連静岡県建設労働組合静岡支部支部長

} 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

木造建築物の中間検査申請書への壁量計算書等の添付について（通知）

日頃から本県建築行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、建築基準法施行細則（昭和 49 年静岡県規則第 6 号）の一部を改正する規則が本日付けで公布され、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 8 第 1 項第 4 号の規定に基づく中間検査申請書の様式に添える図書を改正したのでお知らせします。

併せて、下記により関係資料を送付しますので、会員の皆様への啓発と周知をお願いいたします。

なお、平成 27 年 5 月 31 日をもって、平成 7 年 12 月 8 日付け建第 822 号による静岡県都市住宅部長通達については廃止します。

記

【送付資料】

- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成 27 年静岡県規則第 16 号）
- 案内文「中間検査申請書に壁量計算書の添付が必要になります」
- 平成 7 年 12 月 8 日付け建第 822 号

担 当 建築確認検査班
電話番号 054-221-3075